

# 会 議 録

会議名称	令和5年度 目黒区特別職報酬等審議会（第1回）
日 時	令和5年10月24日（火）午前9時～午前10時
会 場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席者	（委員）吉岡会長、荘島会長職務代理人、今井委員、小川委員、郡委員、松崎委員、松本委員、依田委員 （区側）区長、副区長、総務部長、総務課長、人事課長、事務局
傍聴者	なし
配付資料	目黒区特別職報酬等審議会（第1回）次第、委員名簿、諮問文（写） 目黒区特別職報酬等審議会資料 1～3
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区長あいさつ</li> <li>・ 委員のご紹介</li> <li>・ 区側出席職員の紹介</li> <li>・ 審議会の進め方について</li> </ul> <p>○審議会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長ごあいさつ</li> <li>2 諮問 （区長・副区長退席）</li> <li>3 傍聴・資料等の取扱い説明</li> <li>4 資料の内容説明</li> <li>5 資料等に関する質疑応答</li> <li>6 今後の進め方</li> <li>7 閉会</li> </ol>
内容及び 主な発言	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長があいさつした。</li> <li>2 区長から諮問を受けた。  （区長・副区長退席）</li> <li>3 傍聴・資料等について、次のように取り扱うこととした。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会は原則公開とし、審議会進行に支障がない限り傍聴を承認すること。</li> <li>・ 傍聴者に会議資料を配付すること。</li> <li>・ 会議録は要点筆記とし、ホームページで公開すること。</li> </ul> </li> </ol>

- 4 事務局から、配付資料（勧告の概要等）について内容説明を行った。
- 5 質疑及び主な発言（「・」委員の発言、「→」区側の発言）
- ・ 会長  
 審議会の審議内容とそのポイント、今後のスケジュールなどについて確認したい。  
 → 今月11日、特別区人事委員会から一般職員の給与等に関する報告及び勧告が出された。その内容を踏まえ、区議会議員並びに区長等の給料額等の改定について、その是非を含めて審議いただきたい。  
 仮に今回改定すべきであるという答申をいただき、条例改正を行うこととなった場合、職員団体との妥結状況を考慮した上で、11月の第4回定例会に条例案を提案することとなる。  
 これに向け、11月13日及び11月20日開催予定の第2回及び第3回特別職報酬等審議会において、答申案を審議いただく予定である。
  - ・ 委員  
 0.98%の公民較差を解消し、初任給、若年層賃金を手厚くする改定とのことだが、他の職員への割り振りはどのようになっているのか？  
 → 職員の職層により改定の割合が異なっている。特別区人事委員会が示した級別改定率はそれぞれ、1級（係員）2.4%、2級（主任）0.7%、3級（係長）0.4%、4級（課長補佐）0.3%、5級（課長）0.3%、6級（部長）0.3%である。
  - ・ 委員  
 職層による改定率は23区で同じか？  
 → 23区同じ取り扱いである。
  - ・ 会長  
 区長や議員の給与はどのように対応するのか？  
 → 特別職等の報酬改定は、人事委員会勧告における全体平均の改定率を基準としてきたが、今回は職層により改定率に差を設けた勧告となっている。仮に特別職等に一番近い職層の部長級にあてはめると、部長級の改定率は0.3%という数値が出ており、このことも踏まえて今後審議いただきたい。
  - ・ 委員  
 令和4年度決算においては特別区税が過去最高額を更新したとあるが、一方で目黒区の収支見通しは予断を許さない状況が続くものとされている（資料2、p7）。この点について補足して説明してほしい。  
 → 区の歳入は景気の変動を受けやすい構造となっており、ウクライナ情勢の長期化、ふるさと納税の影響による減収の影響、地方税を一部国税化するという不合理な税制改正の動きなどを踏まえると、歳入増は不確かなところがある。

- ・ 会長  
今後も財政調整基金を取り崩すのか？  
→ 例えば、昨年のように区税収入が上がれば、財政調整基金へ戻すということも考えられる。
  - ・ 委員  
取り崩す28億円は、財政調整基金の全体から見て大きな金額か？  
→ 正確な金額は手元にはないが、財政調整基金の残高は300億円ほどであり、1割程度である。
  - ・ 委員  
ふるさと納税の影響による税収減はいかほどか？  
→ ふるさと納税等の国の不合理な税制改正により、令和4年度は23区全体で2600億円を上回る影響があったと言われている。
  - ・ 委員  
次回提供される資料においては、過去の経年変化も把握できるようにしてほしい。  
→ 経年変化が把握できる資料にしていく。
  - ・ 委員  
審議にあたり、区の財政状況も考慮するのか？
  - ・ 会長  
職員に対しては民間比較を踏まえて一定の増額という勧告が出たわけだが、特別職等の報酬を引き上げる場合でも、区の財政を理解したうえで、上げ幅等について審議する必要があると考える。
  - ・ 委員  
職員の給与と比較する民間従業員の事業所については、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上とされているが（資料1、p1）、目黒区と照らし合わせると、もう少し小さい規模の事業所で比較するべきではないか？  
→ 23区では任用制度、給与制度に共通の基準を設けて連携しており、人事委員会も23区連合で設置している。そのため、事業所調査についても23区全体を母集団としている。
  - ・ 会長  
事業所調査の中で、目黒区内の事業所は何箇所あるのか？  
→ 調査対象事業所は非公開のため、把握していない。
- 6 会長から、今後の進め方について説明があった。
- ・ 会長  
本日の説明や審議状況を踏まえて、論点整理と答申案の検討を行いたいと思うがいかがか。  
(委員から「異議なし」の声)

	<p>第2回の審議会は11月13日（月）午後3時から、この会場で開催する。</p> <p>7 会長から閉会の宣言があった。</p>
--	---